

定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十七号

平成十五年
十一月十一日

火曜日

目次

選挙管理委員会

山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程……………一
政治団体の名称等の届出……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年十一月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の一部を改正する規程

第一条 山梨県選挙事務取扱規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の

一部を次のように改正する。

第十条中「不在者投票用外封筒」を「投票用封筒」に改める。

第十一条中「又は第三項第二号」を「又は第四項第二号」に改める。

第十三条第二項中「不在者投票用外封筒」を「投票用封筒」に改める。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式（県の選挙の投票用紙の様式）

年執行

何選挙投票

注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

山梨県選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考

- 一 字を透視は折つた場合において、なるべく外部から文字を透視するに注意すること。
- 二 ければならぬこと。ができない紙質のものを外部から文字を透視するに注意すること。
- 三 込式投票用紙に押しすべき印は、県委員会印とし、かつ印刷点字と印刷し、用いる投票用紙の種類を表示すること。

第八号様式中「不在者投票用内封筒」を「投票用内封筒」に、「不在者投票用外封筒」を「投票用外封筒」に、「郵便投票」を「郵便等投票」に改める。

第二条 最高裁判所裁判官国民審査規程（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に、「を刷込式とする。」を「とし、かつ刷込式とする。」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は平成十五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の山梨県選挙事務取扱規程及び最高裁判所裁判官国民審査規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示又は告示される選挙及び施行日以後初めてその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙及び施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

山梨県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十五年十一月十一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
税理士による保坂武後援会	田中 寿雄	原田 哲	甲府市中央一 一 一 三三	平成十五年十月十六日	平成十五年十月十七日
米田建三を支援する有志の会	井上 利男	小林九十九	甲府市中央一 五 二八 シャトーKOFU一階	平成十五年十月十四日	平成十五年十月二十日
山輝会	小野 熊平	小林 一仁	甲府市丸の内二 二六 五 丸幸ビル一階	平成十五年十月十八日	平成十五年十月二十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番